

制 度 名	少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>(1) 金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る 7%（住民税とあわせて 10%）軽減税率が廃止され、15%（住民税とあわせて 20%）本則税率が実現する際に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。</p> <p>① 居住者等（満 20 歳以上の者に限る。）は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。</p> <p>② 非課税口座とは、本措置の施行の日から 5 年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座（一の年につき一口座に限る。）で、その口座を開設した日からその年の 12 月 31 日までに取得する上場株式等（その取得対価の額の合計額が 100 万円に達するまでのものに限る。）のみを受け入れることとされているものをいう。</p> <p>③ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税を課さないこととする。</p> <p>(2) 制度設計にあたり、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取り扱いに留意するとともに、投資家の利便性や金融機関の実務にも配慮する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 1167 1485 1261"> <tr> <td data-bbox="1015 1167 1219 1261">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1219 1167 1485 1261">▲ 60,500 百万円 （－百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲ 60,500 百万円 （－百万円）
減収見込額 （平年度）	▲ 60,500 百万円 （－百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の証券市場への参加を拡大させる。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢社会が進展する中で、国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。 しかしながら、我が国の平成 20 年度末の個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は 6.7%であり、依然として低水準に留まっている。 従って、広く国民を証券市場に参加させ、「貯蓄から投資へ」の流れを促進するために、税制面において、上場株式等投資のための優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 本措置は、個人投資家の参加・拡大を図る観点から、少額の株式投資に限り非課税としており妥当である。</p>			

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ. 1. (4) 個人投資家の参加拡大
	政策の達成目標	貯蓄から投資への流れを一層促進する観点から、投資家にインセンティブを付与することで、個人投資家のすそ野を広げる。 参考指標は、個人株主数の増加や個人金融資産に占める株式・投資信託の割合の増加等
	租税特別措置の適用又は延長期間	当面 10 年間の時限措置
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯	平成 21 年度税制改正に要望	